

障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）・障がい児通所給付の利用開始まで

相談・申し込み

利用申請

福祉支援課
障がい福祉係
総合事務所
市民窓口部門
でご相談ください。

① 心身の状況に関する80項目のアセスメント

② サービス利用計画案の作成

★支援区分不要

訓練等給付

- ・自立訓練
(機能訓練・生活訓練)
- ・宿泊型自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助 (※)

※共同生活援助については支援区分の認定が必要な場合があります。

障がい児通所給付

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

介護給付を利用する場合は、障がい支援区分の認定が必要です。一次判定から二次判定(審査会)を経由します。

障がい支援区分
一次判定

二次判定〔審査会〕

支援区分の認定

★支援区分必要

介護給付

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護 (※)
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障がい者等包括支援
- ・施設入所支援

※同行援護については必要な場合のみ支援区分の認定を受けます。

障がい児に係る支給決定は、障がいの種類や程度の把握のため別に調査を行います。
(5領域11項目)

審査会は 障がい保健福祉をよく知る委員で構成されます。

介護給付では支援区分1～6の認定が行われます。

勘案事項調査・サービス利用意向の聴取

支給決定・受給者証発行

サービス利用計画書の提出

施設・サービス事業者との契約

サービスの利用開始